

茨城県建設コンサルタント業務執行規則の一部改正の概要

1 改正の理由

土木設計業務等委託契約書の制定について（平成7年6月30日付け建設省厚契発第26号）の一部改正等を踏まえ、所要の改正を行うもの

2 改正の内容

(1) 建設コンサルタント業務委託契約書（様式第2号）の改正

①前払金保証に係る保証証書等の電子化（第33条、第34条）

受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、同条第5項に規定する保証契約を締結した場合、保証証書を発注者に寄託することに代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができるとし、この場合において、受注者は当該保証証書を寄託したものとみなすこととした。

②発注者が催告によらず契約を解除することのできる要件の拡大について（第41条の3）

受注者の役員及び営業所の代表者のみならず、経営に実質的に関与している者が、自己、自社又は第三者の不正の利益を図る等の目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるときや、受注者の役員、営業所の代表者その他経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき等に発注者が直ちにその契約を解除できることとした。

③電磁的方法により契約を締結する場合について（備考4（追加））

電磁的方法により契約を締結する場合（電子契約サービス）は、契約書中「本書 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各1通」とあるのは、「電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が合意の後、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名を行い、それぞれ当該電磁的記録」とすることとした。

(2) その他所要の改正

3 施行日

公布の日

茨城県建設コンサルタント業務執行規則新旧対照表

新	旧
<p>様式第 2 号(第 6 条第 1 項) (総則) 第 1 条～第 32 条 略 (前金払) 第 33 条 略</p> <p><u>2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。</u></p> <p><u>3 発注者は、第 1 項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 14 日以内に前払金を支払わなければならない。</u></p> <p><u>4 受注者は、業務委託料が著しく増額された場合においては、その増額後の業務委託料に第 1 項の規定による割合で計算した額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。</u></p> <p><u>5 受注者は、業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の 10 分の 4 を超えるときは、受注者は、業務委託料が減額された日から 30 日以内に、その超過額を返</u></p>	<p>様式第 2 号(第 6 条第 1 項) (総則) 第 1 条～第 32 条 略 (前金払) 第 33 条 略</p> <p>【新設】</p> <p><u>2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 14 日以内に前払金を支払わなければならない。</u></p> <p><u>3 受注者は、業務委託料が著しく増額された場合においては、その増額後の業務委託料に第 1 項の規定による割合で計算した額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。</u></p> <p><u>4 受注者は、業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の 10 分の 4 を超えるときは、受注者は、業務委託料が減額された日から 30 日以内に、その超過額を返</u></p>

還しなければならない。

6 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適當であると認められるときは、発注者と受注者とは協議して返還すべき超過額を定める。ただし、業務委託料が減額された日から 20 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

7 発注者は、受注者が第 5 項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、この契約の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付率を勘案して決定する率(以下「財務大臣が定める率」という。)を乗じて計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(保証契約の変更)

第 34 条 受注者は、前条第 4 項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 略

3 受注者は、第 1 項又は前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

還しなければならない。

5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適當であると認められるときは、発注者と受注者とは協議して返還すべき超過額を定める。ただし、業務委託料が減額された日から 20 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

6 発注者は、受注者が第 4 項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、この契約の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付率を勘案して決定する率(以下「財務大臣が定める率」という。)を乗じて計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(保証契約の変更)

第 34 条 受注者は、前条第 3 項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 略

【新設】

4 受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を直ちに保証事業会社に通知するものとする。

第 35 条～第 36 条の 2 略

(債務負担行為に係る契約の前金払の特則)

第 36 条の 3 1～4 略

5 第 1 項の場合において、前会計年度末業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達しないときは、その額が当該履行高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合にあつては、第 34 条第 4 項の規定を読み替えて準用するものとする。

第 36 条の 4～第 41 条の 2 略

(発注者の催告によらない解除権)

第 41 条の 3 略

(1)～(9) 略

(10) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

3 受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を直ちに保証事業会社に通知するものとする。

第 35 条～第 36 条の 2 略

(債務負担行為に係る契約の前金払の特則)

第 36 条の 3 1～4 略

5 第 1 項の場合において、前会計年度末業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達しないときは、その額が当該履行高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合にあつては、第 34 条第 3 項の規定を読み替えて準用するものとする。

第 36 条の 4～第 41 条の 2 略

(発注者の催告によらない解除権)

第 41 条の 3 略

(1)～(9) 略

(10) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員であると認められるとき。

【削る】

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ～キ 略

(11) 略

第 41 条の 4～第 48 条 略

(情報通信の技術を利用する方法)

第 48 条の 2 この契約において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は、書面の交付に準ずるものでなければならない。

第 49 条及び第 50 条 略

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

【新設】

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ～キ 略

(11) 略

第 41 条の 4～第 48 条 略

(情報通信の技術を利用する方法)

第 48 条の 2 この契約において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は、書面の交付に準ずるものでなければならない。

第 49 条及び第 50 条 略

備考 1～3 略

4 電磁的方法により契約を締結する場合は、頭書中「本書 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各1通」とあるのは、「電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が合意の後、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名を行い、それぞれ当該電磁的記録」とする。

5 その他この契約書は、契約の内容に応じて適宜補正して使用することができる。

様式第3号（第7条）

建設コンサルタント業務変更委託契約書

ちょう付	収入印紙
------	------

業務番号及び業務名

発注者 と受注者 とが 年
月 日に締結した委託契約の一部を次のとおり変更する。

備考 1～3 略

【新設】

4 その他この契約書は、契約の内容に応じて適宜補正して使用することができる。

様式第3号（第7条）

建設コンサルタント業務変更委託契約書

ちょう付	収入印紙
------	------

業務番号及び業務名

発注者 と受注者 とが 年
月 日に締結した委託契約の一部を次のとおり変更する。

1 変更履行期間 年 月 日から 延長
日間
年 月 日まで 短縮
2 業務委託料変更額 円 増 減

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円 増 減

3 変更設計図書 別冊のとおり
4 その他の変更事項 別冊のとおり

この契約を証するため、本書 通を作成し、発注者及び受注者が
記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

住所
発注者
氏名 印

1 変更履行期間 年 月 日から 延長
日間
年 月 日まで 短縮
2 業務委託料変更額 円 増 減

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円 増 減

3 変更設計図書 別冊のとおり
4 その他の変更事項 別冊のとおり

この契約を証するため、本書 通を作成し、発注者及び受注者が
記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

住所
発注者
氏名 印

住所
受注者

氏名 印

(注1) 「延長 及び「増 減」については、不用のものを消すこと。短縮」

(注2) 電磁的方法により契約を締結する場合は、「本書 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各1通」とあるのは、「電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が合意の後、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名を行い、それぞれ当該電磁的記録」とすること。

住所
受注者

氏名 印

(注) 「延長 及び「増 減」については、不用のものを消すこと。短縮」

【新設】